保育園等入園に関する確認票

**す	べての事項をよくお読みの上,口にチェックをつけてくたさい。				
	「教育・保育給付認定(2号または3号)」が決定しても、希望する保育園等の利用希望者が多数の場合には、入園できない場合があります。				
	保育園等を継続利用するには「教育・保育給付認定(2号または3号)」を受けていることが必要となります。認定基準を満たさなくなった時点で退園となりますので、小学校就学までの継続利用を保証するものではありません。				
	該当する保育の必要性の事由及び勤務時間等に基づき、八千代市が保育の必要量(「標準時間」または「短時間」)を決定するため、ご希望に添えない場合があります。なお、実際の保育時間は、入園先の施設長が保育の必要性の事由等に基づき判断します。				
	申込み手続きに必要な書類については、必ず指定の様式で提出してください。指定の様式での提出でない場合には、保育園等の利用調整にあたり不利になる場合があります。				
	希望する保育園等が対象年齢を満たしていない場合には、除外して審査となります。(0歳児クラスのない小規模保育事業所や3歳児クラスからの認定こども園などがありますので、提出前に対象年齢をご確認ください。)				
	保育園等の利用調整は提出された書類で行いますので、記入漏れがあった場合には不利になる場合があります。特に就労証明書については、ご自身で内容をご確認いただいた上で申込み手続きを行ってください。 ※就労証明書の記載誤りについては、市では責任を負えません。また、ご自身で訂正されたものは無効となります。				
	就労を要件に保育園等を申込みの場合,就労証明書に記載された就労状況が継続されることを前提に審査 します。そのため,入園日より3か月以内に退職(期間を空けずに同条件での転職を除く)や申込み時と 異なる就労内容等への変更があった場合には,再審査又は退園となる場合があります。				
	就労を要件に保育園等への入園が決定し、入園日より3か月以内に産前産後休暇を取得した場合には、育 児休業を取得する時点で再審査となります。				
	育児のための短時間勤務制度を利用する場合,週5日・1日実働6時間以上かつ休憩45分以上であれば 雇用契約上の勤務時間を基準に審査します。下回る場合には、実際の勤務時間を指数化し、審査します。				
	育児休業明けで保育園等を申込みの場合,復職せずに退職する場合には再審査となります。そのため、育児休業を取得中で保育園等への入園が決まった場合には、復職日及び育児のための短時間勤務制度の利用の有無を確認するため、入園前に改めて就労証明書をご提出いただきます。				
	就労内定で申込みの場合,利用開始月の15日までに就労を開始する場合には就労で審査します。就労開始日が利用開始月の16日以降となる場合には、当該月は求職中での審査となります。				
	求職活動での入園承諾期間は入園日から2か月間となりますが、2か月目の10日までに就労証明書をご提出ください。ご提出がない場合には、退園となります。				
	申込み後,ご家族の状況(就労状況等)に変更があった場合には,変更に係る書類を各審査月の締切日までにご提出ください。 ※保育園等へ入園後も同様になります。変更がない場合でも,年に1回,現況届の提出が必要になります。				
	申込み後、市外に転出した場合や提出された書類において保育にあたれない要件の確認ができなくなった 時点で入園申込みが取り下げられたものとみなし、以降の利用調整は行いません。				
	この申込書は、入園希望月の属する年度内のみ有効です。翌年度の入園申込みは、別途必要となります。				
	入園決定後に内定を辞退した場合、入園決定月の翌月から6か月以内の申込みの際は不利になります。				
	安全な保育を実施するため、お子さんの健康状況(アレルギー、既往歴、現在治療中の疾患、言語・行動等の発達等)や医療的ケアの必要性については、程度に関わりなく『児童健康状況調査書』に記載してください。事前の申告なく、入園内定後に相談があり保育の実施が困難と判断された場合には、内定を取り消す場合があります。				
	適正な教育・保育給付認定の決定や保育料算定等のため、市の担当者が、公的機関の保有する児童及び世帯員の住民票、税務資料、生活保護受給状況、障害者手帳交付状況、特別児童扶養手当受給状況、障害年金受給状況の閲覧等を行うことがあります。				
本確認票の記載事項を確認いたしました。					
	年 月 日				

保護者氏名(父)	保護者氏名(母)			
児童氏名	児童生年月日	年	月	目